

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十八年六月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年四月二十六日奈良県指令中土第四八一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年六月六日中土第六八一三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市八木町一丁目五四九番三及び五四九番四並びに内膳町二丁目三五二番一六の

一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市内膳町五丁目二番三七号

堀本文男